

議案第 131 号

宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年（2017 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

宝塚市道路占用料徴収条例（昭和 39 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「既に納付した」を「既納の」に、「還付しない」を「、還付しない」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

（3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

	占用物件	区別	単位	単価（円）
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1 本	4,644
	電気事業者が電線を添架する 電話柱	年額	1 本	3,096
	電話柱、電話支柱、電話支線 柱及び電話支線	年額	1 本	2,412
	認定電気通信事業者が電話線 その他の線類を添架する電柱 又は電話柱	年額	1 本	1,608
	その他の柱類	年額	1 本	180
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	年額	1 基	4,164
	共架電線その他上空に設ける 線類	年額	1 メートル	24

	地下に設ける電線その他の線類		年額	1メートル	24
	路上に設ける変圧器		年額	1基	1,692
	地下に設ける変圧器		年額	1平方メートル	1,548
	郵便差出箱及び信書便差出箱		年額	1基	1,548
	広告塔	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル未満のもの	月額	1基	3,215
		直径又は長辺1メートル、高さ4メートル以上のもの	月額	1基	6,430
	送電塔		年額	1平方メートル	3,444
	その他のもの		月額	1平方メートル又は1メートル	536
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	120
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	年額	1メートル	156
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	年額	1メートル	240
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	年額	1メートル	312
		外径が0.20メートル	年額	1メートル	468

	トル以上0.30メートル未満のもの			
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	年額	1メートル	624
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	年額	1メートル	1,092
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	年額	1メートル	1,548
	外径が1.00メートル以上のもの	年額	1メートル	3,096
架空の管類	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	120
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	年額	1メートル	156
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	年額	1メートル	240
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	年額	1メートル	312
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	年額	1メートル	468

	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	年額	1メートル	624
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	年額	1メートル	1,092
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	年額	1メートル	1,548
	外径が1.00メートル以上のもの	年額	1メートル	3,096
	マンホールその他これに類するもの	年額	1平方メートル	3,444
	地下埋設管への共同収容ケーブル	年額	1メートル	84
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これに類するもの	年額	1平方メートル	3,444
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード	年額	1平方メートル	168
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	月額	1平方メートル	129
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下室、地下街その他これらに類するもの	年額	1平方メートル	2,904
	道路に接する通路その他これに類するもの	年額	1平方メートル	4,284
	上空に設ける通路（道路に接するものを除く。）その他これに類するもの	年額	1平方メートル	2,904

	地下に設ける通路（道路に接するものを除く。）その他これに類するもの	年額	1 平方メートル	2, 9 0 4	
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	露天、商品置場その他これらに類するもの	月額	1 平方メートル	5 3 6	
法第 3 2 条第 1 項第 7 号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	月額	表示面積 1 平方メートル	1 7 6
		その他のもの	月額	表示面積 1 平方メートル	3 5 6
		電柱等既設占用物件に添架のもの	月額	1 枚	2 4 2
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの	月額	1 枚	1 2 1
	乗合自動車停留所標識	年額	1 本	2, 2 4 4	
	標柱及び標識類	月額	1 本	2 8 7	
アーチ	上空のみ占用のもの	月額	1 門	1, 2 0 6	
	柱の直径又は長辺が 0. 2 メートル未満のもの	月額	1 門	2, 4 1 2	
	柱の直径又は長辺が 0. 2 メートル以上のもの	月額	1 門	3, 8 5 8	
工事用板囲、足場及び工事用材	路面占用物件	月額	1 平方メートル	5 3 6	

料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	上空占用物件	月額	1 平方メートル	2 4 2
広告併用街灯		年額	1 本	1, 0 4 4
車輪止め装置その他の器具		年額	1 平方メートル	4, 4 5 2
その他のもの		月額	1 平方メートル又は 1 メートル	5 3 6

備考 この表において「車輪止め装置その他の器具」とは、道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 7 条第 1 2 号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。